

開議 午前 9時00分

◎開 議

- 議長（石山貴美夫君） ただいまの出席議員は12名で定足数に達しています。
これより本日の会議を開きます。

◎議事日程の報告

- 議長（石山貴美夫君） 本日の議事日程はお手元に配付のとおりです。
なお、説明員は12月18日と同様ですので、御了承願います。

◎日程第1 一般質問

- 議長（石山貴美夫君） 日程第1、一般質問を行います。
本日は、中澤莊也君、佐々木直也君、中原緑君の一般質問を行います。
順番に発言を許します。
11番、中澤莊也君、発言を許します。11番、中澤莊也君。

- 11番（中澤莊也君） 11番、中澤莊也です。

まず最初に、質問をさせていただきます。

その前に、いろいろな皆さんも御存じの、今政治資金のパーティーの関心の裏金疑惑というところで、連日マスコミをにぎわしているわけですが、ある議員は、それが慣習であったり、政党からの指示があったりというような答弁をされていますし、今日の新聞では安部派が不記載であるということを認めている。まず、本当に政治に対する不信、国民の信頼を裏切る背徳行為というふうに思っております。

政治家たるものというのは、よく言われるように、誠実さを旨にして、やはり信なくば立たずという論語の言葉があるわけですが、そういうことを旨に、やっぱり私も自分を見詰め直して、そういうふうに取り組んでまいりたいというふうに思っております。

それでは、質問に移らせていただきます。

地域おこし協力隊の活用について、南アルプスユネスコエコパーク登録10周年に当たっての取組について、行政の考え方を問うものであります。

最初の地域おこし協力隊の活用については、3点について質問を行います。

町は、地域おこし協力隊を活用し、様々な地域課題の解決に取り組んできていますが、そ

の成果と課題をどのように捉え、今後その成果をどのように生かし、課題解決に向けてどのような取組をしていく考えであるか。

2つ目には、隊員が任期満了後においても、3年間で培った知識や経験等を生かし、この地で引き続き活動していくための支援が必要と考えます。町は過去においてどのような支援をし、今後隊員の定住促進のため、どのような支援を行っていく考えであるか。

3つ目は、多様化・複雑化する様々な地域課題に対し、的確かつ迅速に対応するには、高い専門的知識と技能は欠かせないものと考えます。これからの地域おこし協力隊の採用に当たり、方針等も含め、高い専門的知識や技能を持った者を採用の条件とする、そういう考えはないか。

以上、3点について行政側の答弁を求めます。

2つ目の質問事項は、南アルプスユネスコエコパークが登録10周年に当たっての取組について、2点の質問を行います。

1つ目は、平成26年6月に、川根本町を含む南アルプス地域が、豊かな自然環境とその自然を守り共生してきた地域の歴史文化が世界的に認められ、ユネスコエコパークに登録されてから来年6月で10年を迎えます。

登録の意義や理念、価値が地域住民にあまり理解されていないような状況にあると感じております。10周年を機に、再度地域住民を対象とした講座の開催やパンフレット等の作成配布を通して、地域住民の啓発を行っていく必要があるというふうに考えますが、行政側の考えを伺いたいと思います。

2点目の質問は、南アルプスユネスコエコパーク登録10周年記念事業として、我が町の強みとして捉えられていて、様々な施策の基礎となっております自然、それも豊かな自然を実体験できるような原生自然環境保全地域、難しいかもしれませんが、そういうところの探索ツアーや、自然環境の変化や生物多様性等の実態を知るため、町民自らが参加できる外来動植物や希少生物、植物の実態調査を行ったらというふうに提案をしたいと思います。

以上、2点について行政からの答弁を求めます。行政側からの明確かつ前向きな答弁を期待し、私の最初の質問とさせていただきます。

○議長（石山貴美夫君） ただいまの中澤荘也君の質問に対し、町長の答弁を求めます。町長、藺田靖邦君。

○町長（藺田靖邦君） おはようございます。

それでは、中澤議員の質問にお答えさせていただきます。

まず1つ目の、地域おこし協力隊の1番目です。

地域おこし協力隊の活用に関する御質問にお答えいたします。

当町では、地域おこし協力隊制度を平成28年度から活用しており、現在の3名を含め、これまで5名が活動してまいりました。地域おこし協力隊は、町の抱える課題解決に取り組むミッションを受け活動するものです。

地域おこし協力隊における課題としては、隊員が3年間の任期途中で辞めてしまう事例があります。これは受入れ側である自治体とのコミュニケーション不足などが挙げられています。当町においても、当初は初めての受入れということもあり、コミュニケーション不足が見られましたが、現在では関係団体と連携し、活動環境の体制を整えています。

過去の2名の隊員については、活動後、町内の企業に就職または起業することで、現在も町内で活動しています。隊員が与えられた課題に取り組み、任期を終了した後にも引き続き町内で新たな挑戦をしていくことが、活動の成果を生かすことにつながります。また、地域の活性化にもつながりますので、そうした挑戦をこれからも支援してまいりたいと考えているところであります。

2つ目です。

次に、活動終了後の支援についてお答えします。

活動終了後についても、その経験を生かし、当町に残っていただきたいと考えております。起業するための支援としては、令和3年度に川根本町地域おこし協力隊起業等支援補助金を創設しました。また、既存の制度である川根本町起業及び事業継続チャレンジ補助金などを案内し、活用していただいております。今後についても、任期終了前に意向を確認し、町内での活動継続への支援をしていきたいと考えています。

3番目の、採用に当たり、高い専門的知識等の条件を付加することについてお答えします。

募集に当たり、町の課題解決などテーマに、公募を行います。そのために専門的な知識を有することが必要であれば、採用条件とすることは可能です。

大きな2つ目の1つ目です。

南アルプスユネスコエコパークに対する住民への意識啓発についてお答えします。

ユネスコエコパークは、地域の豊かな生態系や生物多様性を保全し、文化的にも、経済・社会的にも、持続可能な発展を目指すモデル的な地域として登録されています。しかし、町民の皆様はその目的や価値が十分に浸透しているとは言い難い状況となっています。議員おっしゃるとおりだと思います。そのため、10周年事業としての記念講演会の開催や、御質問にある住民向け講座の開催、パンフレット配布を通して、南アルプスの豊かな自然環境と共に暮らしてきた人々の歴史、伝統、文化を未来へ受け継ぐべきものとして、改めて啓発してまいります。

二つ目です。

次に、探索ツアーや実態調査についてお答えします。

当町の豊かな自然に実際に触れていただく機会として、町民の皆様を対象としたツアーの実施は非常に有効だと思います。今後は、自然環境の保全のための規制を確認した上で、ツアーの実施、また自然環境の変化を知るための外来動物や希少生物の実態を調査する事業について計画していきたいと考えております。

以上です。

○議長（石山貴美夫君） 再質問を許します。11番、中澤莊也君。

○11番（中澤莊也君） それでは、まず地域おこし協力隊の関係について、再質問をさせていただきます。

今、町長が答弁されたように、全体的に見て、最初はミスマッチがあつて、なかなかうまくいかなかった部分もあるということでありましたが、いろいろの分野で地域おこし協力隊を過去に雇用し、地域の課題等の解消に努めていらっしゃるわけですが、まず農林業における活性化ということで地域おこし協力隊を雇用した経過がありますので、観光、農林業、林業の活性化という面で、桑野山の製材所の有効活用等も図られたと思いますが、木工製品の開発、そのようなものについての成果というのですか、活用をした効果というものをまず説明をお願いしたいと思います。

○議長（石山貴美夫君） 産業振興課長、澤口誠一郎君。

○産業振興課長（澤口誠一郎君） それでは、お答えします。

産業振興課関係ですけれども、平成29年10月から令和2年9月までの3か年在籍をしていただきました。主な活動につきましては、桑野山貯木場の有効活用ということで対応していただきました。

退職後につきましても、町内に在住され、起業及びチャレンジ補助金を活用して、在籍時に培った製材、木工加工等の技術等を生かし、今はリフォーム業等を営まれていると聞いております。

以上です。

○議長（石山貴美夫君） 11番、中澤莊也君。

○11番（中澤莊也君） 次に、観光業であります。観光の課題として情報の発信がなかなかできていない、新たな観光資源の発掘が必要であると。それと体験ツアーの企画立案、そういうものが需要であるということで、現在二人の地域おこし協力隊の方が活躍しているわけですが、その辺についての成果、課題について説明を求めます。

○議長（石山貴美夫君） 観光交流課長、北村浩二君。

○観光交流課長（北村浩二君） それでは、御質問にお答えします。

まず、観光に関する地域おこし協力隊の活動についてでございますが、令和3年から2名の地域おこし協力隊を任命し、主に観光情報の発信と体験プログラムの提供等を任務として活動をしていただいている状況でございます。

ジビエを活用した集客事業の企画やプロギングの開催をはじめ、地域の人々と連携し、マルシェやワークショップを行うなどの取組も積極的に行われている状況です。

以上です。

○議長（石山貴美夫君） 11番、中澤莊也君。

○11番（中澤莊也君） 部門別でありまして、川根高校の魅力化ということで、教育委員会サイドにおいても、地域おこし協力隊の方の力を借りて、川根高校の魅力化の促進に努めら

れていると思いますが、その成果と課題について説明を求めます。

○議長（石山貴美夫君） 教育総務課長、平松敏浩君。

○教育総務課長（平松敏浩君） 中澤議員の御質問にお答えさせていただきます。

川根高校魅力化に向けた取組と、留学生の自立支援のサポートをお願いしているところがございます。また、総合的な学習、地生学などの授業におきまして、川根高校と地域の連携事業のサポートを行っていただいております。

今年度、日本青年会議所主催の第1回全国高校政策甲子園に川根高校の生徒が出場し、全国で10校に選ばれるなど、大きな成果を挙げていただいております。

課題としましては、今年度で任期が終了しますが、後任の方が現在見つからない状況でございます。

以上でございます。

○議長（石山貴美夫君） 11番、中澤莊也君。

○11番（中澤莊也君） るる、農林業、観光業、教育委員会、成果等を報告していただいて、また課題も、後任者が見つからないという課題はあったわけですが、地域おこし協力隊となかなかコミュニケーションが取れていなかったということではありますが、これは現在いらっしゃる二人の地域おこし協力隊の方たちは、このような形で答えておりますので、少し紹介をさせていただきたいと思います。

山下さんについて、活動の中で行政とのやり取りや仕組みで困ったことがあるかというようなことをお聞きしたところ、協力隊1、2年目は、活動予算がうまく取れずに活動内容に制限がありましたが、3年目では四半期ごとの概算払いに改善してもらい、活動がスムーズになりましたということであります。活動中、こうあったらいいなと感じたことがあったかということですが、いつも誰かに相談できる環境を手配してくださったおかげで、特に要望や不満はありませんというようなことをおっしゃっております。非常に担当者と密接な関係を持って、地域おこし協力隊が活動しやすい環境をつくってくださっているのかなというふうに感じております。

やはり任期が終わった後のことが一番重要になってきますので、定住していただいて、定着していただくには、その支援、先ほど町長がおっしゃったように、任期満了後の支援というのは欠かせないと思いますが、彼は、協力隊の活動中には、ガイドとして新たなプログラムを企画、実行したり、今まで行われてきたものを習得したり、観光の接客を中心に行ってきましたが、ガイドに限らず、マルシェやプロギング等を立ち上げたイベントを様々実施してきました。任期中に家族ができたので、これからも川根本町で培った技能とか知識を持って活躍していきたいというふうに結んでいます。

もう一人の渡辺さんについても同じような内容で、やっぱり役場との関係においては、活動内容を理解してもらっていて、特に困ったことはありませんと。非常にいい関係を構築していらっしゃるということが分かります。

ですので、これをこのような関係でミスマッチがないように、例えば協力隊が来て、こういうことをやりたいけど、行政との間にギャップがあるということが過去にあったと思うんですが、そういうことがないような形で今後とも指導をしていただきたいと思います。

地域おこし協力隊の活動は様々あって、山下君がやっている活動とか、渡辺さんがやっている活動とは、いろいろ狩猟のツアーをやられたり、新しいことに取り組んでいる。そういう成果、分かるわけですが、それが一般の町民ですか、私たちには見えにくいところがあったり、見えないところがありますので、その辺のことについて、どのように行政は考えていらっしゃるのか、伺いたいと思います。

○議長（石山貴美夫君） 町長、菌田靖邦君。

○町長（菌田靖邦君） 議員おっしゃるとおり、お二人ともマルシェやってくれたり、プロギング、またワークショップ、私も課長連中も、そのたびに行っているいろんなことを見てもらっています。今後も、そういう体制の中でつくり上げていかなきゃいけないなと思っています。

いろんなイベントごとも全部全てそうなんですけど、そういったことの中において、渡辺さんもそうだし、ジビエという新しい開拓の中で、牧之原から来ていただいた。もう一方は掛川でしたっけ。そうやってここの町を愛していただいて、いろんなことに取り組んでいただけるということは本当にありがたい話で、これからもそういったイベントごとがあるときは率先して出ていただきたいし、本当、今いい連携の下でお二人とも我々もやっていると思いますので、この環境を引き続き続けてやってまいりたい、そんなふうに思っています。

○議長（石山貴美夫君） 11番、中澤莊也君。

○11番（中澤莊也君） お互いの信頼関係の下で、地域おこし協力隊を地域の一員として認め、そして地域の課題に取り組んでいく必要があるというふうに考えます。

地域おこし協力隊の中で、彼らの提言とか提案、そういうものが施策として反映された例があるのか、その実例について説明をお願いします。

○議長（石山貴美夫君） 観光交流課長、北村浩二君。

○観光交流課長（北村浩二君） 地域おこし協力隊の活動の中で提言があったことについて、事例があるかという御質問にお答えします。

まず、情報発信等につきましては、やはり観光課の中でも、あまり知識がないというところがあるんですけども、隊員の発案で、いわゆるSNSとか、そういった媒体を使った積極的な情報発信を提案され、ふるさと祭りをはじめとするイベントとかで集客に資するような取組を提案されて、採用した事例がございます。

○議長（石山貴美夫君） 11番、中澤莊也君。

○11番（中澤莊也君） 林業の活性化ということで、いろんな大井川材を使った製品の開発というのは、以前、田代さんでしたっけ、という方が地域おこし協力隊にいらっしゃったと思うんですけども、その人が何か木を削ってスプーンを作るような、そういうことをやられていたというふうに記憶しておりますが、何か地域おこし協力隊に来てもらうには、各地

区の例を見ると、新しい商品の開発とか地場産品を生かしたものの、そういうものを新しく、自分の、新しいその物産、特産品として開発していく事例が見られますが、そういうものが過去にあったのかどうか、説明をお願いします。

○議長（石山貴美夫君） 経営戦略課長、大村妃佐良君。

○経営戦略課長（大村妃佐良君） 今、議員おっしゃったのは、多分第1期の田村さんだと思います。スプーンを削るようなところで、商品化というか、ある程度作って、本人が藤枝のほうのイベントに行ったりとかということで、売った実績はございます。それが木工品の実績ということですけども、彼1年で終了して、町内の企業に勤めております。その後、鈴木さんが引き継いで、貯木場を起点としてやってございますので、商品としてはスプーンでございます。

○議長（石山貴美夫君） 11番、中澤莊也君。

○11番（中澤莊也君） やはり地域おこし協力隊の若い人の感性とか、外からの目、そういうものを入れていって、新しい製品の開発をするということは非常に大切なことではないかと思っておりますので、採用に当たっては、そういうことも一つの条件として見ることも必要ではないかというふうに考えます。

次に、交流人口とか関係人口、そういうことを増やしたいという思いで、多分、観光にしても、林業にしても、地域おこし協力隊を採用しているかと思っておりますけど、そういうふうなことで地域おこし協力隊を採用した効果として、交流人口の増、関係人口の増に、著しい変化はなかったと思っておりますけど、何らかの変化があったというふうに捉えられているのかどうか、伺いたいと思っております。

○議長（石山貴美夫君） 経営戦略課長、大村妃佐良君。

○経営戦略課長（大村妃佐良君） 御質問にお答えします。

例えばの例ですけど、先ほど観光のお二人がでございます。その方たちが情報発信として、経営戦略としても、東京のイベント等に、例えば美しい村のイベントがあったときに、昨年ですか、狩猟の女性陣3人で行って、結構人気があったというところと、そういうことの宣伝をしていただいたりとか、その方たちが友達というか、そういう方たちを結構川根本町を紹介して来ていただいたりというところで、数字的には把握しておりませんが、実感としてそのような広がりが出てきているというふうに感じております。

○議長（石山貴美夫君） 11番、中澤莊也君。

○11番（中澤莊也君） やはり交流人口、関係人口を増やすというのは、地域おこし協力隊の人たちの力を借りてやる、それが成果として表れてくるのが、やはり一つの雇うほうの成果ということでの考え方であって私はいいんではないかと思うし、それが地域おこし協力隊の活用につながるのではないかというふうに思います。

経済的な効果という面についてはいかがでしょうか。

○議長（石山貴美夫君） 経営戦略課長、大村妃佐良君。

○経営戦略課長（大村妃佐良君） 経済的効果という数字的なのは持ってごいません。ただ、先ほど観光交流課長も申しましたように、観光的にはツアーを地域おこし協力隊の隊員でないときとか、個人的にも企画しておりまして、何件か又とかジビエとかやっていたいるものですから、そういう面では宣伝等はされていて、来ていただいているというふうに感じております。

○議長（石山貴美夫君） 11番、中澤莊也君。

○11番（中澤莊也君） 今言いましたように、提言が町の施策に反映されるか、交流人口、関係人口の変化があったのか、経済の活性化は図られたのかと、これは大きな、地域おこし協力隊を活用するに当たって重要な観点だというふうに思いますので、正確に地域おこし協力隊の方を活用したことによってこういう効果があるかということは、今後つかんでおく必要があるというふうに私は考えますので、次回からこういうことにも注意しながら、地域おこし協力隊の効果、成果というものをみていただきたいというふうに考えます。

最後に、地域おこし協力隊について、静岡新聞の12月13日の記事で「地域おこし協力隊終了後も定着8割」という記事が載っていたのは皆さんも御存じだと思いますが、森副知事が「隊員のさらなる増加と定着を促進するため、「隊員が気楽に相談、交流できる環境整備が必要」と指摘」、これについてはちょっとネットで見たわけですが、西伊豆は多くの地域おこし協力隊の方の力を借りて町の活性化に努められている。その中には、ドローンの知識を持った方が来て、スキルを高めて、さらに町のために活躍する、そういう事例があるわけですが、その中で旧の幼稚園をそういう地域おこし協力隊の方のコミュニケーションの場として利用しているという事例があります。

そのような中で、私たちの町も今学校の統廃合があり、そういうような利活用を検討しておりますので、そういうものを一室を使って、そういう人たちの交流の場をつくったらいかがという、考えはないかということも提案をしたいというふうに思います。

と指摘して、過疎地域の担い手確保と安定した雇用の創出を目指す特定地域づくり事業協同組合、これは以前、私、若者とか移住者が定住するためにやはり必要ではないかという提案をさせていただいて、一つの方法としてこういう組合の設立も考えていくよという御答弁をいただいたということを記憶しておりますが、そういうものを隊員の定着にも有効として考えて、県内での設立を後押しする考えを示したということで、これは平成27年のときの定例会の当時の町長、鈴木町長の答弁であります。新たな就業の場の創出や若者の交流する場の提供など、若い世代が定住しやすい環境整備を進めていきたいと考えているという答弁をされています。この辺について、行政側の考え方を伺いたいと思います。

○議長（石山貴美夫君） 町長、藺田靖邦君。

○町長（藺田靖邦君） 西伊豆のお話ししたんですが、私も議員当時、そののところ、皆さんと行った記憶があるんですけど、やはり定住というのはなかなか、平成27年、当時の町長、そうお答えしたということで、私もそれは全然変わっておりませんので、引き続きいろんな

思いの中で、どうやったら定住できるか、廃校の話も議員、今おっしゃいました。その中で、協力隊がどう地域の皆さんと関わり合って、さらに自分も高めていけるか、そういったことを繰り返しの中で、これからも地域おこし協力隊に来ていただける皆さんには、連携しながら努めてまいりたいと思っています。

○議長（石山貴美夫君） 11番、中澤莊也君。

○11番（中澤莊也君） 今触れました、特定地域づくり事業協同組合の設立という考え方について伺いたいと思います。

○議長（石山貴美夫君） 町長、藺田靖邦君。

○町長（藺田靖邦君） また各課ちょっと話をし、そのことも努めてどうするか、また検討してまいりたいと、そんなふうにあります。

○議長（石山貴美夫君） 11番、中澤莊也君。

○11番（中澤莊也君） それでは、2番目の南アルプスユネスコエコパークの10周年に当たっての取組について、再質問をさせていただきたいと思います。

先ほど町長が、探索ツアーとか、生物の多様性を知るため、環境の変化を知るために動植物の調査等も考えて計画をしていきたいという前向きな御答弁をいただきました。その中で、私もエコツーリズムに少し関わっておりますので、その仲間で非常に鳥に詳しい方がいらっしゃいます。その人から提案を受けて、私もそのように感じているわけですが、町の強みである自然、それはいろいろな施策の基礎でありますし、まちづくりの基本であります。川根茶、温泉、自然、それを3つの重点戦略として位置づけて、まちづくりに努められています。その1つの自然が壊れてしまうということは、まちづくりの基本が壊れているということになるかというふうに思いますし、自然環境が悪化するということは、私たち自身が住みにくくなるということにつながってくると思いますので、やはり自然の変化というのはしっかり見ていく必要があるのではないかとこのように思います。

一つ提案であります、これは皆さん御存じだと思うんですけども、ヤマセミという鳥です。御存じのように町の鳥になっています。レッドデータブックの中にも、このままではいなくなってしまうよという、そういうような絶滅危惧種になっているわけですが、この鳥も土砂の堆積によって魚がいるふちが埋まったり、護岸工事によって堤防が造られるわけですが、その土手がコンクリで固められてしまうと、崖のところに横穴を掘って、そして子育てをする鳥であります。豊かな自然の象徴なんです。だから、こういう鳥がここ数年見えなくなったという事実があるそうです。ですので、やはりこういう鳥を町民全体がどこかで見つける、見つけたら報告して、それを何らかの記録として残しておくということは、非常に大切なことではないかというふうに思いますが、このヤマセミの調査というものを町ぐるみで、特にこれは学校の新学習指導要領ですか、それに子供たちの環境教育というのがあるわけですが、そういう取組をしたらいかがでしょうかという、これは提案なんです、そういうことで取り組んでみたらというふうに思いますが、町の行政側の考えを伺いたいと思

ます。

○議長（石山貴美夫君） 観光交流課長、北村浩二君。

○観光交流課長（北村浩二君） それでは、御質問にお答えします。

ユネスコエコパーク10周年を記念いたしまして、町のほうとしても、来年度の予算を要求するに当たりまして、そういった町の鳥であるヤマセミを見かけなくなったということで、そういった環境に関する学習でございますとか、調査をするような事業を進めていきたいという考えがございます。

以上です。

○議長（石山貴美夫君） 11番、中澤莊也君。

○11番（中澤莊也君） ぜひ、そういう取組をお願いしたいと思います。

学校教育における環境教育という面から、教育委員会の考え方を伺いたいと思います。

○議長（石山貴美夫君） 教育総務課長、平松敏浩君。

○教育総務課長（平松敏浩君） 中澤議員、すみません、ただいまの質問なんですが、ヤマセミに関しての取組ということでお答えしてよろしいでしょうか。

○議長（石山貴美夫君） 11番、中澤莊也君。

○11番（中澤莊也君） ヤマセミということではなくて、例えば以前、鈴木正文さんの指導を受けて、子供たちが水生昆虫を調査したり、アカザという、ほとんどいなくなった、昔はオーバーサシといった魚がいたわけですが、そういうものの調査を過去にやった経過があるものですから、そういうものを環境教育の一つとして取り組んだらいかかという、そのことについての考え方を伺いたいということでもあります。

○議長（石山貴美夫君） 教育総務課長、平松敏浩君。

○教育総務課長（平松敏浩君） 大変失礼いたしました。

各学校におきまして、環境教育というのを総合的な学習や社会科等の授業で取り組んでおります。具体的な内容としましては、今年、本川根中学校ですが、県の補助を受けまして樫島ロッジのほうへ1泊しまして、なかなか体験できない体験をして、その中で自然と触れ合っただけで様々な環境についての勉強をしてきたところでございます。

それ以外にも、資料館やまびこのほうに出かけまして、そういった動植物の勉強であったりとか、そういった形の環境教育を進めているところでございます。

以上でございます。

○議長（石山貴美夫君） 11番、中澤莊也君。

○11番（中澤莊也君） それで、もう一つ、以前、南部小学校のとき、子供たちが山林に触れるというのですか、山のことを知るという機会を設けた緑の少年団というのがあったと思うんですが、三ツ星小学校に統合したことによって、それがなくなってしまったのか、その活動は継続されているのか、その辺について説明をお願いします。

○議長（石山貴美夫君） 教育総務課長、平松敏浩君。

○教育総務課長（平松敏浩君） その活動につきましては、現在も三ツ星小学校で、また本川根小学校でも継続して行っております。

○議長（石山貴美夫君） 11番、中澤莊也君。

○11番（中澤莊也君） 私たちは、森と水の番人、番人というのはあまり、やらされるというイメージが強いものですから、守り人というような言い方のほうがいいかと思うんですが、として、この川根本町ユネスコエコパークに登録された、自然豊か、歴史文化のある町に住んでいるわけです。私たちはそれを子供たちにつなげていく必要がある。これから未来を担う子供たちにとって、環境の変化、生物の多様性というのは、肌で感じることは非常に大切だと思いますので、できるだけ学校教育の環境教育という面において、そのような取組をぜひしていただきたいというふうに考えますが、最後に教育長にその辺の考え方について伺いしたいと思います。

○議長（石山貴美夫君） 教育長、山下斉君。

○教育長（山下 斉君） これからの未来を生きていく子供たちには、本当にSDGsということは今強く叫ばれておりますが、そのような視点で、全地球的に環境に目を向けていく、そのような教育は必ずしていかななくてはいけないことだと思っております。

そういう中で、まず足元の、地元の川根本町の豊かな自然が一体どんな状況に今あるのか、それからそれを守っていくためには、どのように行動していったらいいのか、そのようなことについては、確実に学校教育の中で進めていきたいと思っておりますし、地域全体で考えていかななくてはいけないと考えます。

○議長（石山貴美夫君） 11番、中澤莊也君。

○11番（中澤莊也君） ありがとうございます。

まさに、未来を担う子供たちが環境に疎くてはいけないと思うし、そういうことが大切になってくると思います。それも、やはり私たち全体、地域全体で、もう一度ユネスコエコパークに登録された地域であるという価値、そういうことを意識しながら私たちは生きていく必要があるのではないかというふうなことを申し上げて、私の一般質問を終了させていただきたいと思います。

○議長（石山貴美夫君） これで中澤莊也君の一般質問を終わります。

ここで申し上げます。

本日は、川根本町議会傍聴規則第6条第2項ただし書の規定により、小学生以下の傍聴を許可いたします。

ここでしばらく休憩といたします。再開は9時55分であります。

休憩 午前 9時43分

再開 午前 9時55分

○議長（石山貴美夫君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

1番、佐々木直也君、発言を許します。1番、佐々木直也君。

○1番（佐々木直也君） おはようございます。1番、佐々木直也です。

本日は12月19日です。皆様、お元気でしょうか。光陰矢のごとしとは言いますが、本当に月日が流れるのは早いと感じます。すっかり寒くなりました。季節の変わり目は体調を崩す方も多く、全国的にもインフルエンザがはやっているそうです。健康第一。元気があれば何でもできる。私は今日も元気です。

さて、日本記念日協会によると、本日は「まつ育の日」だそうです。まつ育というのは、1年間、毎日のメイクで様々な負担や試練と闘ってきたまつ毛をしっかりといたわってあげる日ということで、化粧品会社の方が制定した日だそうです。

ところで、まつ毛というのは目の上についていますが、目上の人にも物事をしっかり言うことも、議員の役割においてとても大切なことだと思っております。目の上のたんこぶと言われないように、しっかりと鵜の目鷹の目で遠くを望みながら、しっかり勉強した上で議員としての発言に川根本町の愛と信念を込めていきたいと思えます。

では、通告に基づき、一般質問させていただきます。

本日、質問は大きく2つです。

1つ目、令和6年度予算について。

来年度の予算を組むに当たって、重きを置いているのはどのようなことか、伺います。

1の（2）町長の任期において必ず達成したいことはあるか。また、その達成に向けての各課への予算の使途、事業計画の指示には具体的にどのようなものがあるか、伺います。

大きな2つ目、子ども議会の開催について。

（1）子供たちの議会や行政についての関心と理解を深めること、選挙の大切さを伝えること、あるいは子供たちが日頃疑問に思っていることや希望などを聞き取り、町政に反映するためにも、子ども議会の開催をするのはいかがでしょうか。

2の（2）1989年に国連総会にて採択された子どもの権利条約を基に、当町でも川根本町式の子どもの権利条例の制定を検討するのはいかがでしょうか。

以上のことについて、答弁をお願いいたします。

○議長（石山貴美夫君） ただいまの佐々木直也君の質問に対し、町長の答弁を求めます。町長、藺田靖邦君。

○町長（藺田靖邦君） それでは、佐々木議員の質問にお答えさせていただきます。

まず、令和6年度予算についてお答えします。

来年度、台風15号により被災した施設の復旧がようやく完了する見込みとなりました。復旧から復興へ踏み出す区切りの年だと考えております。

私の公約は、安心・安全、そして未来です。被災したインフラの再整備、新型コロナウイ

ルスへの影響から立ち上がり始めた主要産業の活性化など、町民の皆様に寄り添い、引き続き、安心・安全に暮らしていける町を目指し、令和6年度予算を編成してまいります。

次に、2番目です。

任期内における優先事業についてお答えをさせていただきます。

私は、行政は継続が重要だと、これまでもお伝えしてきました。まずは、合併時に策定した新町建設計画における主要事業を最優先して完成させたいと考えています。

町長就任後の町政報告会でも、町民の皆様にお話ししました義務教育学校、斎場、し尿処理場施設は、合併特例債が利用できる令和7年までの完成を目指してまいります。

2つ目の、子ども議会に関する質問にお答えさせていただきます。

10月24日、中川根中学校の生徒4名が役場を訪れ、総合的な学習活動の成果を報告してくれました。定住・移住に関する提案を含めた内容であり、中学生らしくすばらしいものであったと記憶しております。

小・中学校では、総合的な学習の時間に、ふるさとについてのよさや課題、未来について探求して学習を進めていると聞いています。その中で、子供の目から見た町への提言や思いを伝える場として、子ども議会の開催は大変有意義であると考えています。つきましては、令和6年度において試行的ではありますが、子ども議会を実施する方向で進めるよう、教育委員会に指示します。

2つ目です。

子どもの権利条例の制定についてお答えします。

児童の権利に関する条約が平成元年11月第44回国連総会において採択され、日本は平成6年4月に条約を正式に承認しています。この条約は、子供の権利の尊重及び確保の観点から、必要となる詳細かつ具体的な事項を規定したものであり、大きく分けて4つの権利、「生きる権利」「育つ権利」「守られる権利」及び「参加する権利」が定められています。

令和5年5月現在、全国64自治体が子どもの権利に関する総合条例を制定しており、県内では富士市が該当します。当町では、現時点で児童の権利に関する条約の理念を踏まえた、子供の権利を保障する規定がありません。このため、来年度策定する子ども・子育て支援事業計画の協議の中で、条例制定を含めて協議してまいります。

○議長（石山貴美夫君） 再質問を許します。1番、佐々木直也君。

○1番（佐々木直也君） ありがとうございます。

来年度以降といいますか、町長が任期の間に達成したいことというのを聞かせていただきました。新町建設計画に基づいて達成したいことの内容が決められているといいますか、町長の中で優先順位が高いものというのはよく分かりました。

その中で、町民の安心・安全であったりとか、今年度の予算3本柱の中に定住・移住ということがうたわれておりますけども、それについて、今年度から来年度にかけて、今年度の反省点だったりとか課題というものについて、来年度どうするかという部分で伺いたいと思

います。

まず、くらし環境課長へ質問させていただきます。町営住宅の件です。現在、町が管理する住宅について、空室については通年申込みができる状態にあるか、伺います。

○議長（石山貴美夫君） くらし環境課長、梶山正幸君。

○くらし環境課長（梶山正幸君） 町営住宅の空き家につきましては、定例的に2か月に1回募集をかけてございます。それ以外の期間につきましては、随時応募があり次第、入居可能という形で受付をしている状況でございます。ですので、通年での入居は可能となっております。

○議長（石山貴美夫君） 1番、佐々木直也君。

○1番（佐々木直也君） それについて、先ほどくらし環境課の窓口に募集をしていますかと伺ったところ、通年ではなく募集期間が定められていますというお返事がありました。この辺について今の答弁とちょっと異なるなと思ったんですけども、今課長がおっしゃったように、希望すれば希望のタイミング以外でも受付が可能であるという認識でよろしいでしょうか。

○議長（石山貴美夫君） くらし環境課長、梶山正幸君。

○くらし環境課長（梶山正幸君） 通年的な募集というか、通常の募集というのは約2か月に1回ですけれども、2週間の期間を定めて募集期間を設けて募集をしている状況でございますけど、それ以外のときについては、要は募集から募集の間の期間について、例えば入居希望があれば、そこについては随時受付をして入居対応をしている状況でございます。

○議長（石山貴美夫君） 1番、佐々木直也君。

○1番（佐々木直也君） であると、移住という方は募集期間にいらっしゃるとは当然限らないわけで、移住、例えば教育のほうでやっていたら、経営戦略のほうでもやっていたら、里山の親子留学であったりとか、そういうものは、その募集期間と関係ないタイミングで当然事業をやっているわけですので、そういう方たちがこの町にやってきて、それに限らずいろんなタイミングでやってきたときに、入居したいよ、あの例のマザーポート移住という事業は今年度からやっていますけども、そういう方たちも来たときにすぐ入れるものがあれば入りたい。けども例えば3か月待ってとかだと、なかなか入りづらいと思いますので、すぐに入れる状態というのでぜひぜひ維持していただきたいと思いますが、町営住宅について、退去後、最短でどれくらいで入居できるか、あるいは修繕等がある場合は、どれくらいで入居できるのかというのを教えてください。

○議長（石山貴美夫君） くらし環境課長、梶山正幸君。

○くらし環境課長（梶山正幸君） 退去後におきましては、やはりその部屋の使用頻度、それから経年劣化等ございまして、修繕の期間というのはちょっと様々困難な部分もございまして、通常であれば退去後、約3か月間ぐらいで修繕が可能かと思っております。ですので、それ以降であれば入居は可能になるかと考えてございます。

○議長（石山貴美夫君） 1番、佐々木直也君。

○1番（佐々木直也君） 予算3本柱、先ほど言った今年度の柱の中に、安心・安全な生活基盤の構築、これは先ほど町長からも答弁がありました、町長自身の、年間ではなく、御自身の考えの最優先事項としてあるということですね。それと、定住・移住の促進というのは3本柱である。この災害時の、今、若住に入っている方いますけれども、災害時の対応にももちろん対応必要です、今言ったように、移住希望の方にすぐ準備ができていたというのは重要なことだと思いますので、退去後3か月という、例えば民間のアパート経営者だったら絶対にそんなにかからないというものはあると思います。空き家をいかにつくらないで回転率上げるのかというのが、民間のアパート経営する方のもう当たり前の考えというのがありますので、ぜひ当町でも、災害の対応の観点だったりとか移住というものをうたっているのであれば、もっとできるだけ急いで、予算を多めに取っていただいて急ぐということを検討していただきたいんですが、町長、いかがでしょうか。

○議長（石山貴美夫君） 町長、藺田靖邦君。

○町長（藺田靖邦君） 今、災害の観点ということもあって、若住でたまたま、たまたまという表現はおかしいんですけど、空いているところで文沢の方々住んでいただいている。今後、限度があろうかと思うんですけども、いろんなことの中において、できるだけスムーズな観点で、すぐ入っていただけるように努力はしてまいりたいと思っています。

○議長（石山貴美夫君） 1番、佐々木直也君。

○1番（佐々木直也君） ありがとうございます。ぜひよろしく申し上げます。

次に、観光交流課長へ質問です。

1つ目、春夏秋冬観光集客事業において、今年度当初から様々な企画が計画されていましたが、現時点で、計画どおり、イメージどおりに進んでおられますか。

○議長（石山貴美夫君） 観光交流課長、北村浩二君。

○観光交流課長（北村浩二君） お答えいたします。

春夏秋冬観光集客事業につきましては、一部事業を統合したりする事業はございますが、計画に基づいておおむね進捗している、そのような状況でございます。

○議長（石山貴美夫君） 1番、佐々木直也君。

○1番（佐々木直也君） 観光におかれる状況、特に大鐵の状況については、来年度も大きな変化はないと見られますけれども、今年度行った春夏秋冬観光集客事業について、来年度の考えはいかがでしょうか。

○議長（石山貴美夫君） 観光交流課長、北村浩二君。

○観光交流課長（北村浩二君） お答えいたします。

今年度の事業の実施の効果を検証し、本当に効果的な事業を、また選択と集中を図りながら、春夏秋冬に切れ目なく観光集客事業を実施していきたいという考えで、予算要求をしていきたいと考えております。

○議長（石山貴美夫君） 1番、佐々木直也君。

○1番（佐々木直也君） 今年度の、現時点でのいろんな御報告、全協等で伺いますけども、若干、後手後手に回っている、遅くなっているというような印象がございますので、観光業というのは、今の12月で言ったらもう既に夏の商品の検討が始まっているというふうなお話伺います。なので、春のことを今からやるというのは、もうちょっと手遅れぐらいのことではあります。

それはもちろん環境交流課長、御存じだと思いますので、ぜひ来年度のことというのも既に動き出すぐらいの前のめりの感じを、何とかリズムをつくっていただいて、まだ今年度は組織改編があって、いろんなごたごたがあったので遅くなってしまったという部分、大いにあると思いますので、ぜひ来年度は前のめりにどんどん、次はこれ、次はこれというのをやる。プラス、観光業者にぜひ今度こういうことをやるから協力お願いしますというような声かけというものを、観光協会と連携してやっていただくことによって、町の盛り上がりというのを目指していただきたいなと思います。

もう一つ、観光交流課長へ質問なんですけど、先日、全協で川根温泉にバス停が新設されるというようなお話がありましたが、それに合わせて、川根温泉のところに集客の手というような、何か打つ予定がございますか。

○議長（石山貴美夫君） 観光交流課長、北村浩二君。

○観光交流課長（北村浩二君） お答えします。

川根温泉駅に関するちょっと集客ということにまでは、少し考えがまとまっておりませんが、そういった状況の変化に応じて、様々な集客事業を検討し、計上していかなくちゃならないというふうには考えております。

○議長（石山貴美夫君） 1番、佐々木直也君。

○1番（佐々木直也君） ぜひよろしく申し上げます。

次に、高齢者福祉課長へ質問させていただきます。

今年3月議会で、町民から補聴器購入への補助制度創設を求める請願が出され、議会として、そのときは不採択、否決しましたが、その否決の理由というのが、補助制度そのものに反対ではないが、単に補聴器の購入への補助をするのではなく、医師の診断を受けた上で購入のものに対する補助など、内容も検討することが最優先ではないかという意見がありました。つまり、補聴器が必要な方への何らかの補助は必要であるのは賛成だが、補助内容の精査が必要という結果でした。

この件は、請願審査特別委員会での審査後、不採択すべきものという委員会報告、そして議会での討論の後に不採択が確定したので、行政側の意見を伺う機会はなかったのですが、その委員会報告や討論の内容上、担当課は検討すべき事柄かと思っております。

3月議会からかなり時間が空きましたが、担当課である高齢者福祉課、課内で何らかのリサーチや検討は行われましたでしょうか。

○議長（石山貴美夫君） 高齢者福祉課長、竹野克彦君。

○高齢者福祉課長（竹野克彦君） ただいまの御質問にお答えをいたします。

現在、県内及び県外を含む他市町の状況を確認している段階でございます。

以上でございます。

○議長（石山貴美夫君） 1番、佐々木直也君。

○1番（佐々木直也君） ぜひ引き続きよろしく願いいたします。

できれば、来年度予算に何らかの形で反映できるようになっていただくといいなとは思ったんですが、内容の精査ということが大切かと思っておりますので、ぜひ引き続きよろしく願いします。

続きまして、産業振興課長へ質問させていただきます。

川根本町が8月末の全国茶品評会で、3年ぶりに産地賞を受賞してから4か月余りたちます。受賞後、菌田町長は、静岡新聞に「川根茶の高品質と伝統の製造技術が認められた証し。消費者の期待に応えられるように後押ししていきたい」と、コメントを発表しておりました。質問の1つ目です。

担当課として、町長の言う、消費者の期待に応えられるような後押しを狙った事業は行いましたか。お願いします。

○議長（石山貴美夫君） 産業振興課長、澤口誠一郎君。

○産業振興課長（澤口誠一郎君） それでは、お答えします。

川根茶の高級煎茶ということで、関係機関と協議をしておりますけれども、茶業組合とか、あとは川根茶振協のほうで対応をさせていただいております。

以上です。

○議長（石山貴美夫君） 町長、菌田靖邦君。

○町長（菌田靖邦君） お茶のことだから、ちょっと私言わせてもらうんですけども、産地賞取ってどうだったか。サミットにはボトリングティー出してもらったり、その後、連携した事業というのは、これからも続けてやっていくものですから、課長言ったように、JAさんもそうだろうし、茶業組合もそうだろうし、これからの糧として、来年に向けてもう生産家の人たちが動いていますから、それで今後も、先日も陳情行って、上川外務大臣、あの、静岡県の会長やっている、その中においといて、また新しいボトリング開発もやっていくということで報告もしてきました。

随時そういったこと含めて、あとは海外マーケット、それも来年度以降、今産業振興課のほうで考えながら取り組んでいる最中ですので、来年以降もお楽しみにしていただければと、こんなふうに思っています。

○議長（石山貴美夫君） 1番、佐々木直也君。

○1番（佐々木直也君） ありがとうございます。

産地賞は来年の全国茶品評会までは効果が継続しますので、そのように積極的にやってい

ただきたいなと思います。

今おっしゃったことが、まさに当町の産業の発展をつなげるために、農林課から産業振興課へ組織改編を行った理由かなと思います。産地賞受賞後、町長から具体的な事業の指示、あるいは数値的な目標というものは、課のほうに示されましたか。

○議長（石山貴美夫君） 町長、菌田靖邦君。

○町長（菌田靖邦君） 数値的な目標は出していません。ただ、今言ったように、先ほど答弁したように、ここの町というのはお茶振興というのは大事なことです。そこは産業振興課を含めて各課連携の仕事、お茶は。どうやってマーケティングしていくか、そういったことの中において、これからも私がやっている限り、お茶は大事な振興の一つです。

今いろんなお茶あるんですよ。抹茶もあれば、いろんな類のお茶が幾らもあって、そのお茶をどう売るかということをお茶を皆さん心がけてくれて、正直、やっとな呈茶とか、茶茗館での呈茶、あとイベントごとで、各個人の方も呈茶に行ってくれるようになった。それ自体がちょっと茶茗館でやっている1か月に1回のイベント、ちょっと大変なところもあるかもしれないですけど、今私どもの町の生産家の方々が、そうしたところで自分のお茶をどう売るか、そういったこと、本当動き始めている。もっとずっと前から動いている人はいるんですけど、議長のように、いろんな方々がおられるんですけど、やっとな売り方、マーケティング、そこにしっかり取り組んでくれていて、私の先輩も後輩もそういった意味でよくやってくれている。そんな思いの中で、来年以降もそこは進めていきたいなと思っています。

○議長（石山貴美夫君） 1番、佐々木直也君。

○1番（佐々木直也君） ぜひ、もちろんこの町のお茶のクオリティーというのは非常に高い、全国トップレベルのものでありますし、それがまさに産地賞という形で公に示されますので、産地賞の効果がある間、もしくはもちろん来年も産地賞を目指していただいて、そのような町長の意気込みがより生きるように施策、事業をやっていただきたいなと思います。

では、これで予算についての質問は終わります。

2つ目の大きな質問の、子ども議会の開催についてということですが、先ほど町長の答弁で来年度試験的にやるよというお話をいただいたので、とてもうれしく思います。

ちなみになんですけども、ちょっと失礼かもしれないんですけども、どのようなイメージをしていらっしゃるかというのを教えていただきたいです。

○議長（石山貴美夫君） 町長、菌田靖邦君。

○町長（菌田靖邦君） やはり、先ほど答弁したように、ふるさとについてどういった提言があるかなということ。私も議員のときに子ども議会やりましょうという、そういった提案もして、あのときはもっと雑だったかな。だから、今度はテーマ決めて、また教育長にも教育委員会にも言うんですけど、その中において、ふるさとへの提言。私らもここにおいて、私も答えて、その中で、時期がいつになるかちょっと分からないんですけど、本当それを予

算反映できたら、これほど子供たちがうれしいことないなど。そこも考えて、また教育委員会には指示を、指示は出すんですけど、そういったこと含めて内容を精査してやってもらいたいなと思っています。

○議長（石山貴美夫君） 1番、佐々木直也君。

○1番（佐々木直也君） ありがとうございます。

僕がお伝えしたかったのは、まさに模擬的な議会ではなく、しっかり子供たちの意見を聞いて、さらに言うと予算化をしていただきたいというところぐらい、何か本気の議会というものを子供に体験していただきたいかった。それに併せて、アクティブラーニングといいますか、学校現場のほうでこの町について本当に考えるというきっかけになりますし、政治というものは町のあらゆるものに関わっているんだということをより感じられ、選挙への意識の向上だったりとか、そういうものにつながるんじゃないかと思えますし、しいては町の愛着にも当然つながっていくということになると思います。

次の質問に移る前に、ちょっと古いといえば古いんですけども、ちょっとお話をさせていただきたいと思えます。2020年にユニセフから発表された、子どもの幸福度ランキングというものがございます。日本というのは、総合順位で先進国38か国中20位。子供の幸福度が20位です。その中で身体的健康というものは38か国中1位なんですけれども、精神的幸福度は何とワースト2位。体は健康なんだけど心が健康ではないということです。その理由というのが、自分に関わることを大人がコントロールしているということが日本では強くあるので、子供があんまり精神的に健康ではないということみたいです。

一方で、大人も子供も幸福度が高い北欧では、デンマークやフィンランド、オランダなどですけれども、6歳から18歳までの子供と言われる世代が、自分の意見が何らかに影響を与えることができると思っていると考える割合がとても多いそうです。また、それは選挙に対しても同じだそうです。このように自分の意見が大人に対してもしっかり伝わるんだよということを、自分の中で分かっていると幸福度が高いと。これだけじゃないんでしょうけれども、このデータというものはあるそうです。

それを踏まえて、この町の子供たちは、町長、幸せだと思いますか。

○議長（石山貴美夫君） 町長、藺田靖邦君。

○町長（藺田靖邦君） 幸せかどうか。人それぞれなんだろうけど、子供は。私自身のこと、孫のこと言えば、サッカーやっていると幸せなものだから、何かしらやっぱり何かいろんな趣味持ちながら、勉強もそうだろうし、そういった子供たちがやはり幸せ度というのは、日々楽しいんじゃないかと思っています。

だから、本当に今子供たちのこと、やはり考えて町も取り組んでいますので、本当みんなが幸せでいてもらいたい。これ願いで、みんなが今幸せかという答えに関しては、みんなが幸せで、勉強もして、いろんなスポーツもして、世界へ羽ばたいて行ってほしいというのがもともとの私の理念でしたので、そういった思いで、これからも子供さんたちは見てきた

いなと思っています。

○議長（石山貴美夫君） 1番、佐々木直也君。

○1番（佐々木直也君） ありがとうございます。すてきです。

話を移しまして、子供の権利についての話をさせていただきたいと思います。

子供の権利というもの、かなり省略しますが、子供の権利という話が始まったのは1900年代初頭ですね。国際的には1924年、児童の権利に関するジュネーブ条約というものが国際機関で初めて宣言されたんですが、これは第一次世界大戦で多くの子供たちが命を失ったことの反省として、人類が児童に対して最善のものを与えるべき義務を負うという子供の適切な保護を宣言したものです。その後もいろいろあったんですが、次いで大きなものが、1959年、国連総会で児童の権利に関する宣言、いわゆる世界児童人権宣言、そして1989年に子供自身が権利の主体者であるとし、子供の最善の利益を優先されることを規定した国際条約である子どもの権利条約が国連総会で採択され、日本は1994年に批准をしたわけです。

この子供の権利について、先ほど町長から、来年度以降、条例の制定も含めて検討していく、進めていくという答弁がありましたが、このような子供の権利についての条例を制定しようとする場合、反対しそうなのは何と学校の先生だそうです。学校の先生方が、権利を主張されるとやりにくいという論理のようなんですが、教育長に伺います。

この町の先生方、この話が始まったときにどのような反応をされると思いますか。

○議長（石山貴美夫君） 教育長、山下斉君。

○教育長（山下 斉君） 子供の人権保障というか、人権を守っていく教育というのは、今本当に喫緊の課題であり、よくニュースでは児童の虐待であるとか、あと、いろんな子供を取り巻く悪い環境というか、そういうようなことがあります。

この条約については、そういう子供が育っていく、そういう環境を整えるという意味では非常に有効であると思いますし、そのようなことは私のほうから、教育委員会のほうから、学校には十分に理解をしていただくように説明はしていきたいと考えます。

○議長（石山貴美夫君） 1番、佐々木直也君。

○1番（佐々木直也君） 川根本町の学校、それぞれ見させていただくこともあるんですけども、川根本町では子供を信頼している先生方が多いと思いますし、また、子供たちも先生たちのことを信頼している、双方向で信頼しているということがありますので、子供たちが権利について学び、また自分たちで制定というか、それについての意見をするための勉強をして議論をしているということに、眉をひそめるような先生というのは恐らくいらっしゃらないんじゃないかなというふうに僕も思いますので、ぜひ、先ほど町長の答弁にあったように、来年度以降、この子どもの権利条例というものの制定に向けて、子供の意見が当然必要だと思うんですけども、中に入れるとなった場合は、学校のほうでも協力をぜひお願いしたいなと思います。積極的な参加をお願いしたいなと思います。

ちなみに、こども家庭庁というのが新しくできたんですけども、こども家庭庁というのが、

まさにこども家庭庁のホームページを開きますと、一番最初にばんと大きく出てくる文言が「こども家庭庁は、こどもがまんなかの社会を実現するためにこどもの視点に立って意見を聴き、こどもにとっていちばんの利益を考え、こどもと家庭の、福祉や健康の向上を支援し、こどもの権利を守るためのこども政策に強力なリーダーシップをもって取り組みます」と、一番最初に大きな文字で、読み仮名が振ってあって、子供でも読めるようなものになっていますので、国の施策としてもどんどん進めていくことかと思しますので、子どもの権利の条例というものをぜひ川根本町式でつくることによって、効果を上げていくというか、子供たちがより伸び伸び過ごせるような、大人たちも、そして子供たちを温かく見守られるような環境を目指していただきたいと思います。

このこども家庭庁と一緒に施行されているこども基本法においては、子供の意見の反映に係る措置を講ずることや、国や地方公共団体に対し義務づける規定が設けられていますので、これを今やるというのは、時代にもとても合っていることだと思います。

先ほど、何度も繰り返しになりますが、町長から答弁あったこの子ども権利条例について、どれくらい時間をかけてその制定をするかというイメージまではありますか。1年なのか、2年なのかというのはございますか。

○議長（石山貴美夫君） 健康福祉課長、森下育昭君。

○健康福祉課長（森下育昭君） それでは、ただいまの御質問にお答えをいたしますが、来年度、今の児童に係る計画が見直しを行う時期となっております。1年間をかけまして、その計画の次期計画の中でどうするかというのを含めて、条例を制定するのか、それともその計画の中で盛り込んでいくのかを併せて協議をしまいたいと考えております。

○議長（石山貴美夫君） 1番、佐々木直也君。

○1番（佐々木直也君） かなり横断的に各課の連携が必要な話かと思しますので、形上つくるというものではなく、ぜひ大人も子供も、行政の関係の方だったりとかだけではなくて、本当にいつも通学なさっている子供たちの意見を取り入れられるような作り方をさせていただきたいなと思います。

来年度、取りあえず子ども議会をやっていただけるといような話だったんですけども、町長おっしゃったように、僕も先日、青年会議所、僕入っているわけではないんですけどもちょっとお手伝いで、本川根中学校と、こちらのもう一つ中学校の授業のお手伝いにちょっと行きました。そのときの内容というのが、選挙というものが内容だったんですけども、この町をよくするための、どういうことを施策としてやったらいいかというものをグループに分かれて発表して、投票して当選者が決まるというような授業だったんですけども、それぞれ非常に中学生、面白い角度だったりとか、内容で発表して出して、やはり中学生でも見えるものは見えているし、逆に我々大人では見えていない世界というものがたくさんあると思いますので、大人と同列な子供の扱いで、それなりに、なめないでというのか、おろそかにしないで、しっかりと意見を聞けるようなことに、この子ども議会というものもつくってい

ただきたいなと思いますので、ぜひよろしく願いいたします。

今日質問させていただいたこと、非常に町長、前向きな御返事いただいたので、来年度以降、子育て世代が喜ぶような話になっていくかなと思いますので、この町がそういうものに積極的だよということをごんごん発信していただきたいなと思います。

終わりになりますが、子供の幸福度が低い我が国の中で、子供の幸福度日本一を目指した施策、事業をやっいてこうとすることは、町にとって、日本にとって、ひいては世界にとって、とてもすてきなことだと思います。川根本町式の子ども権利条例の制定は、いわばこの町の施策を考える方程式の新たな定数をつくることになるくらいの転換になり得るぐらい、大きなことかもしれません。それはつまり、定数、固定された数字が新しくぼんと入ると、出力される答えも変わってくると。この権利条例があることによって、今までの考え方からがらっと変わって、あ、この条例があるから、ここもちゃんと考慮して、いろんな例えば工事だったり設備投資だったりとか、優先順位みたいなものがらっと変わるかもしれないなと、大きなことかと思ひます。

先ほど説明させていただきました、1924年に子どもの権利についての国際的な宣言がされたのが1924年のジュネーブ条約です。来年でちょうど100年です。この締めに、先人たちの思いも踏まえて、1,000年続く川根本町のために、今こそ子ども権利条例の制定に動き出したいと思ひます。ありがとうございます。

以上で一般質問を終わります。

○議長（石山貴美夫君） これで佐々木直也君の一般質問を終わります。

ここでしばらく休憩いたします。再開は10時45分からといたします。

休憩 午前10時33分

再開 午前10時45分

○議長（石山貴美夫君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

4番、中原緑君、発言を許します。4番、中原緑君。

○4番（中原 緑君） 4番、中原緑です。

通告に従い一般質問をさせていただきます。

議会構成が10月に変わってから初めての定例会です。

最終日の本日、一般質問のアンカーをさせていただきます。よろしくお願ひいたします。

また、このように皆様の前で一般質問をさせていただくことに対し、町民の皆様はじめ関係者の方々に深く感謝申し上げます。

今回は、町の主要産業の一つである観光について質問してまいります。

言うまでもなく観光振興は川根本町にとって今後の町の将来を左右する重要な施策であり

ます。特に原生自然環境保全地域や国立、県立公園に指定されている南アルプス、町全体が南アルプスエコパークに認定されているなどの世界的にも認められている豊かな自然資源、さらには川根茶や寸又峡、接岨峡などの温泉、大井川鐵道のSLや南アルプスアプトラインなど、これだけ多くの観光資源に恵まれている観光地は、ほかに例を見ないほどのものがあります。こうした資源を生かして、これまで観光振興に取り組んできた関係者に敬意を表するものであります。

しかし、過疎化の影響はここにも及んでおり、持続可能な観光地づくりには不安材料を抱えていることも事実です。こうした中で取り巻く環境に柔軟に対応できる、強く魅力ある観光地づくりの推進は喫緊の課題であります。そして、本年策定された川根本町観光戦略プランを課題解決への道しるべとし、このプランを絵に描いた餅にすることなく、いかに具体的に推進していくかも重要であります。

まず初めに、プラン推進に当たっての基本的な考え方をお尋ねします。特に推進に当たっては観光商品の質の向上、豊かな観光資源をいかに生かしていくか、その財源基盤をいかに確保するかなどが課題となっております。

次に、(2)になりますが、戦略プランの中でも触れられており、長年の懸案ともなっております寸又峡遊歩道の有料化について伺います。

このことについては、町当局においても調査を実施するとともに、寸又峡においても官、民、有識者で構成される組織を設置して、検討を重ねてきたということも承知しております。

有料化については、法定外普通税から協力金まで多くに選択肢があること。また、その入場料金収入についての用途の担保、実施に当たっては町からの業務委託を受けて実施する組織の設立なども検討事項であると聞いています。

地元の検討会でも、町で作成する要綱などを根拠とする(仮称)協力金を頂くこと、使途を明確にした基金条例制定など、ほぼその内容が詰められていると聞いております。

そのほかにも町が対応していただく懸案事項があると聞いていますが、実施に向けてどのようなスケジュール、日程で具体的化していくかを伺います。

地元では、来年4月よりの実施を町に対して要望していると聞いております。夢のつり橋は、一生に一度は渡ってみたい橋と言われ、ピーク時の平成30年には年間で約14万人が通行し、つり橋を渡るのに2時間待ち、3時間待ちとなりました。今年の11月の紅葉シーズンでもその現象は数日発生していて、待ち時間問題、オーバーツーリズムは解消されないままになっております。また、一部の遊歩道は落石が頻繁に発生するため、毎年落石防止柵工事が行われ、また天子トンネルの点検、トイレなどの維持管理などに年間約2,000万以上が使われています。

このような現状を改善していくためには、いち早く有料化をスタートさせ、財政基盤の確立に加えて、観光の質のアップを図っていくことが必要と認識しております。また、かつて町で実施したアンケート調査の結果でもあったように、有料化は観光客の理解を得るもので

あると考えます。最近では、広島県の宮島訪問税の徴収が話題になっており、富士山の協力金制度も実施されておりますが、早急に実施に向けての予定をお示しいただきたいと思いません。

次に、戦略プランの推進ということから伺いますが、寸又峡地区には町有地がどれぐらいあり、どのように利用されているか。未利用地はどのぐらいあるのかを伺います。さらに未利用地についてどのような利用計画か、それはどのような検討がされているのかを伺います。

(4) 観光地づくりのためには温泉集落の環境整備が必要と、戦略プランでも施策の展開の中に盛り込まれております。寸又峡地区の場合、かつては清楚な温泉地として注目されていましたが、今は廃業または倒産により空き家・廃屋が目立ち始め、観光地としての景観を低下させる要因となっております。このことについて、町はどのように考えているか。また、計画があればお示ししていただきたい。

最後の項目になります。

観光立町を目指している川根本町において、そこに従事する方々の環境を整えていくことも重要なことと考えます。町内の宿泊業はもちろんですが、飲食業やサービス業の方々から、土・日に子供と過ごすことが少なく、ましてや家族旅行に出かけることは大変難しいという声があります。こうした子供と関わりにくい環境にある保護者から、川根本町でもこんな取組は実現可能ではないかしら、ぜひ導入してほしいんだけど、という提案がありました。

地域内の小・中学校において、平日に町外へ旅行に行くために休むことを休業扱いにしないという制度です。この新しい取組を始めた大分県別府市と愛知県の事例を紹介しつつ、町の考え方を伺います。

大分県別府市は、2023年9月から市内の小・中学生が平日に家族旅行をする際に「たびスタ休暇」を導入し、3日間に限って欠席扱いしない、全国でもユニークな制度を開始しました。旅とスタディーの「スタ」を合わせて「たびスタ」と呼んでいます。

また、愛知県は同じように、保護者との校外学習を目的に、児童・生徒が平日に学校を休める「ラーケーション」という新制度を9月からスタートさせました。「ラーケーション」とは、休日や休暇旅行といった「バケーション」の中に、学校などの日常の場では得られない学び、「ラーン」の要素を取り入れることを意味します。

一方で親の働き方改革や、休み方改革を通じたワーク・ライフ・バランスの推進という側面も併せ持っています。この思い切った取組は、ふだんできない体験を家族で一緒に体験できる、子供にとっては知識や見分が得られる。地域の観光資源、歴史、文化などが発見でき、旅を通じて多様性を学ぶこともできる。また、人の流れによる地域経済の活性化や、有給休暇取得向上といったメリットがあり、一つの問題を解決することで多く効果が見込めるものと考えます。

我が町においては、人手不足の宿泊業の方々にとっては、こういった制度の必要性は十分にあり、今後町外からの移住希望者から選んでもらえる観光地となるためにも、制度の導入

を検討されてはいかがか伺います。

以上で私の壇上からの質問を終わります。

行政側からの明瞭かつ前向きな答弁を期待いたします。

○議長（石山貴美夫君） ただいまの中原緑君の質問に対し、町長の答弁を求めます。町長、
藺田靖邦君。

○町長（藺田靖邦君） 中原議員の御質問に答えさせていただきます。

まず、1つ目の1番目、観光戦略プラン推進に当たっての基本的な考え方についてお答え
します。

観光戦略プランの重点施策を積極的に推進することで、住民にとって暮らしやすく、また
新たに訪れる人にとっても、自然を感じ何度も訪問したくなる第二のふるさとを目指し、将
来像である雄大な自然が癒すふるさとのまち、川根本町の実現を目指していく考えでござい
ます。

2つ目、寸又峡遊歩道の有料化についてお答えします。

遊歩道の有料化については、これまでも検討してきましたが、まだまだ課題が解決できて
いない状況です。有料化については、地元の皆様の協力と合意が必要不可欠ですので、今後
も引き続き検討を進めていきます。

3つ目の寸又峡の町有地についてお答えします。

現在、集会所や公園用地として利用されています。また、野天風呂やプロムナードゲート
手前駐車場、トイレ付近の町有地については、イベント開催時の広場に活用するスペースと
なっています。近年では、サウナ施設の候補地になったこともあり、今後も有効活用に向け、
検討していきたいと考えています。

4つ目の空き家・廃屋等の対策についてお答えします。

空き家対策は観光地に限らず、町内全域での課題となっています。所有者の意向を踏まえ
ながら、活用可能な建物と危険を及ぼす可能性がある建物に対して、それぞれ対応を考えて
いかなければならないと考えています。

5つ目の、大分県別府市の取組については、教育長からお答えします。

○議長（石山貴美夫君） 教育長、山下斉君。

○教育長（山下 斉君） 大分県別府市ですが、第3次産業の関係者が85%を超え、多くの保
護者が土・日の休みを取ることができないことなどから、市内の小・中学生を対象に平日に
家族と市外へ旅行に出かける場合、年度ごとに3日までは休暇をしても欠席とならない、そ
のような取組を始めたと聞いています。

この制度は今年9月から実施され、利用実績も上がっているものの、休んでいる間の学力
の学力保障とか、経済的理由から本制度を利用できない人への配慮など課題もあると聞いて
います。

制度の先行導入に向けてはニーズが大事であると考えますので、今後多くの御意見が出さ

れば検討していく必要があると考えます。

○議長（石山貴美夫君） 再質問を許します。4番、中原緑君。

○4番（中原 緑君） 戦略プランの中で、今、観光産業の維持、発展のための持続的に成長できるまちづくりを行うということがありましたけれども、持続的に成長できるまちづくりを行うとは、具体的にはどういうことを示しているんですかね。どういう内容の事業、どういう意味か、その辺を説明していただきたいと思います。

○議長（石山貴美夫君） 観光交流課長、北村浩二君。

○観光交流課長（北村浩二君） それでは、御質問にお答えします。

町長の答弁にもございましたが、重点施策を積極的に推進するというので、具体的に申し上げますと、子供の頃からインターネットがある環境で育ってきた若者をターゲットとするイベントなどの開催や、登山や星空観察といった再訪率の高い誘客事業を積極的に行うことで、観光客の誘客を促進し、持続可能な観光を目指していきたい、そのように考えております。

以上です。

○議長（石山貴美夫君） 4番、中原緑君。

○4番（中原 緑君） 今、若者をターゲットということだったんですけれども、若者は日帰りが多いんですよね。星空のお客さんもたいてい日帰りでお帰りになるんですけれども、やはり戦略的には長期滞在ということを基軸に置いておくということがプランの中にもあったと思うんですけれども、それについてはどういうふうに考えていますでしょうか。

○議長（石山貴美夫君） 観光交流課長、北村浩二君。

○観光交流課長（北村浩二君） お答えします。

今、説明を申し上げました誘客事業を行いながら、受入れ態勢を強化するための環境整備、そういったものを図って長期滞在、そういったところに結びつけていきたいというふうに考えております。

○議長（石山貴美夫君） 4番、中原緑君。

○4番（中原 緑君） 受入れ態勢の強化というのは、観光協会の受入れ態勢なのか、それとも各宿泊業の方々の受入れ態勢なんでしょうか。

○議長（石山貴美夫君） 観光交流課長、北村浩二君。

○観光交流課長（北村浩二君） お答えします。

受入れ態勢というのは、広く関係することでございますが、観光協会をはじめとするおもてなしの受入れも含めませんが、宿泊施設等の環境整備を図ることで一体的に整備を図ってきたというふうに考えております。

○議長（石山貴美夫君） 4番、中原緑君。

○4番（中原 緑君） それで、すごく細かいことなんですけれども、実際シーズンのときには100%稼働できない状況があると聞いているんですけれども、そういったことへの受入れ

体制ということは、何か補助制度とかそういったものを意味するのでしょうか。

○議長（石山貴美夫君） 観光交流課長、北村浩二君。

○観光交流課長（北村浩二君） 今、具体的な助成制度というものは設置をされておられません
が、やはり環境整備といいますか、例えて言いますと交通渋滞を解消するための交通整理業
務でございますとか、いろいろな助成制度だけに限らず、行政が支援できる環境の整備、そ
ういったものを整えていきたいというふうに考えております。

○議長（石山貴美夫君） 4番、中原緑君。

○4番（中原 緑君） ちょっとここでもって止まってしまうと次に進まなくなってしまうん
ですけれども、人手不足ということの解消についての議論がまだ進んでいないような気がす
るんで、そこの辺も議論のほうを手厚くして行ってほしいなというのを要望します。

次の質問にいきます。

大井川鐵道の運行が、観光をはじめ町全体に与えた経済損失を取り戻すためとして、大井
川鐵道全線復旧を町を挙げて県・国に要望し続けると同時に、いかにしたら鐵道の運行が持
続可能になるのかを協議していくことが大事と思うが、どう考えますか。

○議長（石山貴美夫君） 観光交流課長、北村浩二君。

○観光交流課長（北村浩二君） お答えします。

観光にとって大井川鐵道の復旧というのは非常に重要なことだと考えております。今、そ
れこそ在り方検討会でいろいろな議論がなされているかと思いますが、観光部門においても、
庁内のあらゆる課と連携を図って、取組に連携をして対応していきたいと、そのように考え
ております。

○議長（石山貴美夫君） 4番、中原緑君。

○4番（中原 緑君） 全庁的に関わることだと思いますので、こういった持続可能な大井川
鐵道になるんですけれども、要するに、鐵道が運行してくれればいいわけですから、どうい
った形で動いていくのかという、お金も含めてですけれども、早急にもう協議していく段に
なるかと思うので、そこを強力にお願いしたいと思います。

次にいきます。

2番の有料化の件ですけれども、実施に当たっては、町から業務委託を受けて実施する組
織の設立なども検討していると聞いています。それは既存の組織を予定しているのか、ある
いは新たな組織の設立を考えているのか、伺います。

○議長（石山貴美夫君） 観光交流課長、北村浩二君。

○観光交流課長（北村浩二君） お答えします。

これまでの協議の中で、遊歩道を有料化していくに当たっては、地域に根差した組織によ
る運営が必要不可欠であるという結論に達しておりますが、その組織については既存の組織、
あるいは新しい組織を設置するという結論にまでは達していません。

現在、民間企業や地元の住民を交えた組織と協議をしておりますが、やはり地元の人々が

中に入り込んでいただくことは必要不可欠だと思っておりますので、その辺も含めて、どういった組織が必要なのかということを引き続き検討していきたいと考えております。

○議長（石山貴美夫君） 4番、中原緑君。

○4番（中原 緑君） 地元ではやっぱりもう早く動き出したいよという機運が盛り上がっていると思うんですけども、組織のところでつまづいているという考えでいいですかね。

○議長（石山貴美夫君） 観光交流課長、北村浩二君。

○観光交流課長（北村浩二君） 組織のところが決まらないと、様々なものが動き出していけないという状況で間違いないです。

○議長（石山貴美夫君） 4番、中原緑君。

○4番（中原 緑君） わかりました。あと、町が協力金を頂く根拠となる要綱の作成、使用の担保となる基金条例はいつ策定する予定でございましょうか。

○議長（石山貴美夫君） 観光交流課長、北村浩二君。

○観光交流課長（北村浩二君） 先ほど申し上げましたが、どういう組織にするかということを決めないと、どういう徴収方法になるのかとか、どういった時間帯で対応するのかとか、そういったものが決まっていけないものですから、協力金とするか、基金条例をつくるのかという議論を進める前に、そういったところを、問題を解消してから進めていくという状況になりますので、いつまでにとかというところは、まだはっきり明確にお答えはできません。

○議長（石山貴美夫君） 4番、中原緑君。

○4番（中原 緑君） では、全ては組織が全てスタートということで、先ほども言いましたけれども、その組織というのは町と交わすということによろしいんですね。

○議長（石山貴美夫君） 観光交流課長、北村浩二君。

○観光交流課長（北村浩二君） その点も含めまして、町と委託業務を交わすとか、そういったものも含めて、まだ決定しておりませんので、そこも含めながら地元と協議を進めていきたいというふうに考えています。

○議長（石山貴美夫君） 4番、中原緑君。

○4番（中原 緑君） 分かりました。じゃ、とにかく急いで、焦ったほうがいいということですね。

現在行われている遊歩道の協力金制度はどのようなもの、募金ですけども、どう認識していますか。実際設置されているもの、ありますよね。

○議長（石山貴美夫君） 観光交流課長、北村浩二君。

○観光交流課長（北村浩二君） 今の寸又のプロムナードの入り口に寄附金ということで寄附金の箱を設置しております。これは、寸又の溪谷を守る会ということで、そういったところで徴収業務を行っていただいておりますが、それは寸又地区の住民の方々で組織をしてもらっている団体になっております。

○議長（石山貴美夫君） 4番、中原緑君。

○4番（中原 緑君） 今、その協力金制度で寸又峡の方々、清掃活動とか管理とかされていると思うんですけども、現在行われている制度の課題は何だとお考えでしょうか。

○議長（石山貴美夫君） 観光交流課長、北村浩二君。

○観光交流課長（北村浩二君） やはり高齢化による人手不足ということで、持続可能な取組として続けていくには、やはり人手不足が課題になっていると把握をしております。

○議長（石山貴美夫君） 4番、中原緑君。

○4番（中原 緑君） 高齢化と人手不足を解決するために、行政としてはどんな提案をされますでしょうか。

○議長（石山貴美夫君） 観光交流課長、北村浩二君。

○観光交流課長（北村浩二君） 一つは入場のオートメーション化ということも検討はできると思うんですが、それには多くの費用もかかるでしょうし、自動化することによって発生する課題も多々ございますので、一概にそれが正解とは考えておりませんが、人手不足、高齢化に対応するにはそういったことも視野に入れて検討していく必要があると考えておりまして、その件についても地元の寸又地区とは、提案とか状況を説明しながら議論を進めてきました。

以上です。

○議長（石山貴美夫君） 4番、中原緑君。

○4番（中原 緑君） そうしますと、あくまでも地元の人たちが高齢化で人手不足だった場合は、町はマンパワーは自分たちで考えてねということでしょうか。

今の説明だと、オートメーション化を進めるという回答だったので、ほかにはないんですかね。

○議長（石山貴美夫君） 観光交流課長、北村浩二君。

○観光交流課長（北村浩二君） 地元で解決をしてほしいということではございませんで、自動化も含めてよりよい対応策ができないかどうかという議論をこれまでも検討してきたということでございます。

以上です。

○議長（石山貴美夫君） 4番、中原緑君。

○4番（中原 緑君） そのよりよい検討をされていったけれども、よりよい話は出てこないということでしょうか。

○議長（石山貴美夫君） 観光交流課長、北村浩二君。

○観光交流課長（北村浩二君） 繰り返しになりますが、そういったことも含めて、地元の住民だけではなくて、民間の企業とか、若い力も含めた新しい組織が必要ではないかという議論をしている最中ということで御理解いただければと思います。

○議長（石山貴美夫君） 4番、中原緑君。

○4番（中原 緑君） ちょっと戻りますけれども、協力金、募金と、それから今度予定して

いる有料化の集金の形は、何か明確に違いはどんなところがあるでしょうか。

○議長（石山貴美夫君） 観光交流課長、北村浩二君。

○観光交流課長（北村浩二君） 協力金と寄附金とかという部分につきましては、明確な違いはないと思います。ただし、入場料でございますとか、料金といったものになると、これは強制力が発生しますので、そういったものとは別のものの性質になると思います。

今考えているのは、どういった形がいいかということも含めまして、まだ結論は出ていないということで御理解いただければと思います。

以上です。

○議長（石山貴美夫君） 4番、中原緑君。

○4番（中原 緑君） もう何年もそのところで止まっている話のようなので、もう十分議論まだし尽くされていないのかな。新しい組織が必要だとしたら、そこに向けて何かアクションを起こしていく努力というか、そういったものが必要なのかなと、外野からは感じました。なので、いち早く、また一つ一つクリアしていくんでしょうけれども、その新しい組織が必要だったら、新しい組織の立ち上げのために努力、尽力していただきたい、していращやるんでしょうけれども、お願いしたいと思います。お金の問題も大事なことです、早急をお願いしたいと思います。

なぜそんなに急ぐかといいますと、やはり先ほど言った高齢化等人手不足がもう待たなしで来ていますので、そこを踏まえてほしいなと思います。

次の質問です。

遊歩道の有料化は、観光客の方々に受益者負担として協力金を頂くことで、その収入により寸又峡の環境が一層改善され、観光地としての質の向上を図り、財政基盤を確保していくということのほか、つり橋を渡る観光客への入場数の上限設定や、事前の情報提供によりオーバーツーリズムを回避することが、遊歩道の有料化の目的であるとの認識でよろしいでしょうか。

○議長（石山貴美夫君） 観光交流課長、北村浩二君。

○観光交流課長（北村浩二君） 観光戦略プランにも掲載されているように、寸又地区だけではなく、あらゆる地区でそういった有料化することによって、維持修繕とかそういったものの費用軽減にもなるという考え方は、そういった位置づけになっておりますので、寸又に限らずそういった考え方でよろしいかと思ます。

○議長（石山貴美夫君） 4番、中原緑君。

○4番（中原 緑君） 分かりました。

3番目のところの、現在活用されている町有地の利用状況の確認と併せて、未利用地も含めた寸又峡地区の土地利用を考えていますかということです。

先ほどざっと言ってくださったんですけど、ちょっと聞こえないところがありまして、すみません、未利用地についてのプランニングだったですかね、ちょっと分からなかったんで、

そこのところ、もう一度お願いします。

○議長（石山貴美夫君） 観光交流課長、北村浩二君。

○観光交流課長（北村浩二君） 先ほど町長の答弁にもございましたが、未利用となっている町有地につきましては、町営露天風呂付近とプロムナードコースのゲートの手前にございます駐車場のあるトイレ付近の、2か所になっております。現在はイベント等に活用する広場として活用をしているという利用の状況になってございます。

以上です。

○議長（石山貴美夫君） 4番、中原緑君。

○4番（中原 緑君） そういったところの、町外からの資本を導入することは認めますでしょうか。

○議長（石山貴美夫君） 観光交流課長、北村浩二君。

○観光交流課長（北村浩二君） 町長の答弁にもございましたが、以前、サウナの設置などの話もあったということもございまして、そういった外からの投資による活用ということも考えられないことはないと思いますが、一番優先しなくてはならないのは、寸又地区の皆さんの御意向、これを踏まえた上でそういった活用が可能であれば、検討していくということも考えていきたいと思っております。

以上です。

○議長（石山貴美夫君） 4番、中原緑君。

○4番（中原 緑君） 先ほど空き家と、空き店舗もそうなんですけれども、そういったリノベーションをする事業者を所有者と相談の上で公募をしていくということは考えていませんでしょうか。

○議長（石山貴美夫君） 観光交流課長、北村浩二君。

○観光交流課長（北村浩二君） そういった空き物件とかにつきましては、まだまだ活用されていない状況になっているかと思っております。

当町にも空き家バンクがございますとか、そういった制度もございますし、危険空き家等に関しましては、ちょっと対応しなくちゃならない物件なのかどうかという調査も含めまして、そういったことを募集していくところまではまだちょっと至っておりませんが、そういったことも必要であれば対応していかなくちゃならないなとは思っております。

以上です。

○議長（石山貴美夫君） 4番、中原緑君。

○4番（中原 緑君） 旅館に泊まりながらちょっと働きながら、名前ちょっと忘れちゃったんですけども、その制度を。そういったことを寸又峡でも募集したら、ちゃんと応募があったということなんです。だから、寸又峡の空き家を利活用したいよということの公募というもの、そういったものアナウンスをまたしていただきたいなど。そうすれば、何かしらヒットする、若者が入ってくるチャンスを、こちらも受け入れることができるんじゃないかと。

ないかなと思います。

次の質問にまいります。

先ほどの佐々木議員も言っていました、今回のことは小学生と中学生の子供がいる保護者の話だったんですけれども、川根本町においては、観光業や飲食業、サービス業に従事するなどの実態というんですか、産業別の割合というのはどれぐらいか、お分かりでしょうか。

○議長（石山貴美夫君） 教育総務課長、平松敏浩君。

○教育総務課長（平松敏浩君） 川根本町の児童・生徒を持つ保護者の観光業、飲食業、サービスに関する世帯ということで、教育委員会ではその数字は把握しておりませんが、国政調査で川根本町全体で、宿泊・飲食業に関係する方の割合については、6%程度であるということ承知をしております。

以上でございます。

○議長（石山貴美夫君） 4番、中原緑君。

○4番（中原 緑君） すみません、私も、何年度のだったんでしょうかね、国勢調査の統計調査要覧を見てまいりましたらば、令和2年は全産業の就業者数は3,242人で、うち土・日が休めない宿泊業、飲食業、サービス業の合計は487人でした。全体からの割合は15%を占めるんですけれども、これというのは何か足し算が違っているんですかね。

先ほど85%と言っていましたけれども、別府市はそういった今3つの業種の合計が10.6%という記事が載っていました。

全国平均は5.6%なので、以上のデータから、私自身では、町内で該当するというのは15%ということは、かなりの率で飲食業とかそういったお仕事のサービス業、土・日が休めない人たちがいるということが確認できる。だから、町内で該当する家族がある程度いらっしゃるかと推測します。これ、ちょっと調べないと分からないんですけれども、ニーズ調査ですね、ということなんですけれども。

○議長（石山貴美夫君） 教育総務課長、平松敏浩君。

○教育総務課長（平松敏浩君） ただいまの質問にお答えします。

別府市におきまして、第3次産業ということで先ほどお答えしたと思うんですが、議員がおっしゃる宿泊、飲食に関わる方の割合は11%ということでお聞きしております。それに対し川根本町は6%、全国平均が5%ということで聞いております。

○議長（石山貴美夫君） 4番、中原緑君。

○4番（中原 緑君） 愛知県と別府市の子供が平日に学校を休めるこの制度は、現代を映し出す社会現象であると同時に、観光の可能性を広げるものと考えます。愛知県による定義は、子供が保護者とともに校外で体験や探求の学び、活動を自ら考え、企画し、実行する校外学習活動とするものであります。

その中で本質は2つあり、1つは観光産業、サービス産業の従事者にとって家族との時間をつくる絶好の機会になるであろうということ。2つには、学校が企画運営する校外体験学

習ではなく、各家庭にどんな体験をするかの裁量が委ねられているということに特徴があることです。

これについて、川根本町と照らし合わせた場合に、どのように考えますでしょうか。

○議長（石山貴美夫君） 教育総務課長、平松敏浩君。

○教育総務課長（平松敏浩君） 基本的には、先ほど教育長の答弁のとおり、まだ9月に始まったばかりということで、やっぱりメリットであったり、学校を休まないとならないデメリット、それに対して保障が今のところまだ確立されていない、そういう状況の中で、各市町の動向を調べながら、川根本町、特に第1次産業に携わっている方が12%いらっしゃいます、農林業の。その方はほぼ年中休みなく、土・日に関係なくそういったことに従事されている方もいらっしゃいますので、町内全体の中で必要性を見て、判断をしていきたいと思っております。

○議長（石山貴美夫君） 4番、中原緑君。

○4番（中原 緑君） 先ほど教育長が、やはり家との平等、あの子はよく旅行に行くけれども、僕は行けないみたいなのがあると言っていましたけれども、ラーケーションの評価は賛否両論あります。余暇の自由さは不平等性と多様性の表裏一体で、平等性に欠け、家庭の社会的、経済的格差を助長するという意見や、休んだ分は自習で補うなど自己責任を前提としていることに、批判的な見方もあるようです。

みんなが同じ坂を上る高度経済成長時代であれば、自由を制御して平等性を優先する教育はよしとされたかかもしれません。しかし、過去の成功体験が通用しない予測困難な時代にあっては、正解は1つではありません。

ラーケーションは、余暇の自由の不平等性に対する課題を克服しながら、教育に新たな多様性をもたらす契機になると考えますが、先ほど教育長がおっしゃっていたので、教育長はどのように考えますか。

○議長（石山貴美夫君） 教育長、山下斉君。

○教育長（山下 斉君） 現在、それからこれからも子供を取り巻く環境ということは本当に多様化、それから複雑化、困難さを抱えていると思います。

そのような意味で、やはり子供たちが本当に自分のために学んでいくというそういう主体的な、そういうふうな学ぶ姿勢、それからそれを支える保護者の意識、それからそれを取り巻く地域社会の意識、そのような全体的な意識変換というか、改革というか、そういうようなことが前提にあり、それで、これからの学び方、学ぶのはいつも学校だけではなくて、家庭では当然そうですが、地域社会、それからいろんな場所で学べるんだと、そのような意識の醸成が必要であると思います。

○議長（石山貴美夫君） 4番、中原緑君。

○4番（中原 緑君） ありがとうございます。

こちらね、本当にいろんな家庭があるのは見てのとおり分かると思うんですけども、や

はりこういったことを率先してやったことに結果が必ずついてくると信じております。

先ほどの佐々木議員が言っていた子供を主体とする子供の権利というもの、それにもここにつながってくるのかなと思います。

ちょっと形は違いますけれども、子供真ん中ということを考えると、いつまでもうちは土・日が休みじゃないから、どこへも行けないという子供たちにとっては、こういったことを設定してあげることが吉報になるんじゃないかと、何しろこれはお金がかかりませんから。はい。

ぜひよその市町も観光地が、伊豆あたりはやってくると思うんですよ。そしたら、ここも乗り遅れずにしっかりつながっていったら、移住者の方も飲食業やってくれても、子育てするときに助かるんじゃないかと希望を持って、この町いいなと思って住み続けてくれるんじゃないかと期待しますので、そしてまた、有料化の問題も引き続き熟慮して進めていっていただきたいと思います。

以上で私の質問終わります。

○議長（石山貴美夫君） これで中原緑君の一般質問を終わります。

以上で一般質問を終わります。

ここでしばらく休憩します。再開は11時40分といたします。

休憩 午前11時33分

再開 午前11時40分

○議長（石山貴美夫君） 休憩前に引き続き会議を開きます。



◎日程第2 議案第56号 川根本町一般職の任期付職員の採用等に関する条例の制定について

○議長（石山貴美夫君） 日程第2、議案第56号、川根本町一般職の任期付職員の採用等に関する条例の制定についてを議題とします。

第1常任委員長の報告を求めます。第1常任委員長、藤田至君。

○第1常任委員長（藤田 至君） それでは、本定例会で第1常任委員会に付託されました事件について、会議規則第77条の規定により報告いたします。

12月1日の本会議において、議案第56号、川根本町一般職の任期付職員の採用等に関する条例の制定についての付託を受け、審査を行いましたので、その経過と結果について報告いたします。

令和5年12月11日月曜日、午前9時から10時10分まで、同じく第1常任委員会に審査を付託されました議案第61号と併せて審査を実施いたしました。審査の場所は川根本町役場本庁3階大会議室、出席者は私を含め第1常任委員会委員6名全員、傍聴者は第2常任委員会から2名、一般の傍聴者1名でありました。説明員として菌田町長、山田総務課長、和田室長が出席いたしました。

審査は、担当課から詳細説明を受け、それに対する質疑、応答という形で進めていきました。主たる内容を抜粋して報告いたします。委員会審査報告書の2ページを御覧ください。

質疑。この条例に基づき、新たに職員を採用する必要性とその事情は何か。

答弁として、複雑・高度化する行政ニーズに対応するため、専門的知識や経験を有する者を職員として採用するものである。現状では、危機管理体制における課題を解決していくための採用と考えている。

質疑。県や他市町における活用事例を教えてください。また、危機管理対応を例にとると、永年継続していく必要がある業務であるが、当該者の任務が終了した場合、その後の対応はどのようなのか。

答弁として、静岡県や県内の他市町でも危機管理関係や医療関係、教育関係を中心に採用事例がある。任期付職員が任期を終了した後も引き続きその目的を達成するために必要であれば、新たな採用により対応していく必要があると考えている。

質疑。会計年度任用職員との違いは何か。

答弁。専門的知識や経験の有無であり、任期付職員の採用は、指導的立場の人材を確保するものである。

以上であります。

質疑の後、討論、採決を行いました。討論はなく、採決を起立によって行い、全員賛成で原案のとおり可決いたしました。

以上、議案第56号の委員会付託に関する第1常任委員会の審査経過と結果の報告を終わります。

○議長（石山貴美夫君） 委員長の報告が終わりました。

これから委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「質疑なし」の声あり）

○議長（石山貴美夫君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから議案第56号の討論を行います。

討論はありませんか。

まず、原案に反対の者の発言を許します。

6番、大竹勝子君。

○6番（大竹勝子君） 6番、大竹勝子です。

議案第56号、川根本町一般職の任期付職員の採用等に関する条例の制定についてに対して反対の立場から討論いたします。

本案は、本町職員として雇用期間を定めない雇用形態と、さきに臨時的雇用から会計年度任用職員と名称が改められた非正規雇用の形に加えて、あらかじめ年限を定めて採用する雇用形態を導入したいというものです。

世間では、労働ビッグバン等と呼ばれる雇用ルールの改変が続けられた結果、雇用の流動化が進み、労働条件の全般的な悪化や経済の停滞、ひいては少子高齢化の進行など、様々な社会問題が深刻化しているのは広く指摘されているところです。

自治体レベルでも冒頭でも触れたとおり、非正規雇用の職員は当町においても職員全体の約4割近くを占めている状況になっており、人件費は少額で済んでいるとしても、その分だけ町内の購買力は減退し、経済の活力を奪っているということを忘れてはなりません。

本案では、2条1項に規定する区分に限れば、担うべき職務の内容や求められる知識、技能等が比較的高度なものに限られるといった事情もあって、給与の額は庶民の感覚に照らせば確かに劣悪な水準とは言えません。しかし、雇用契約の期間が限られていることから、不安定な雇用形態であることは否めません。

加えて私たち町民にとって重大ではないかと思われるのは、仮に高度な知識、技能等を持った人材を雇用して、高度な行政サービスを実現できたとしても、その職員の雇用期間が終われば、町内には何も残らないのではないかと思われる点です。

行政運営の基本は、常勤職員のふだんのスキルアップを図ることを通じて、町民サービスの持続的なレベルアップを図っていくことでなくてはならないと考えます。

時々必要を一時的には町に雇用するとはいえ、安易に外部人材を頼ることを続けていたのでは、この町民サービスの質を持続的に高めていくことは到底望めないのではないのでしょうか。

第2条の2項で定められている一般期限付職員や、同じく第3項においては定められている短時間勤務任期付職員に至っては給与表も現行の給与表を準用するとの説明で、一時的な人事面における不足を新しい不安定な雇用形態の導入によって穴埋めしようとする狙いのみが色濃く表れた仕組みだと言わざるを得ません。

本来住民向けに充実したサービスを安定的に提供することは、期間を定めない雇用形態で身分を保障された職員によってこそ担われ得るものではないのでしょうか。

本案が可決されて、また新しい雇用形態が導入されるならば、町職員の身分は平均的に見れば一層不安定なものとなり、町民向けサービスの質を持続的に高めていくことは今以上に困難になるのは明らかと言わなければなりません。

当局の説明では、主に災害対策などの分野で必要ときだけ必要な知識・経験を身につけた職員を雇うことができるようになって、人件費の負担が過大になることを防ぐことができ

ると説明されています。

また、災害対策の分野でまずこの雇用形態を活用したいとの考え方も当局から示されていますが、もしそのようにして高度な技術や経験等を有する職員を採用して、緊急時の陣頭指揮を取らせるといったことになると、通常の役場の機能から見れば、いわば災害への対応を丸投げしたような状況になりかねません。これが真に町民に対して責任を負った町政の在り方だとは、私には到底思えません。

本当の意味で、町民のニーズに的確に答えていこうと考えるのであれば、本案において導入を図ろうとしているような方法によってではなく、既に触れたとおり、期限を定めずに雇用されている職員の技能や経験を不断に高めていくことを通じてこそ実現できるはずだと私は考えます。

当座の行政需要は、それをこなせる人材を一時的に雇用することで担わせればよいといった安易な人事政策を取ることに道を開く本案に対しては到底賛成することができないということを申し上げ、私の反対討論といたします。

○議長（石山貴美夫君） 次に、原案に賛成の発言を許します。

11番、中澤莊也君。

○11番（中澤莊也君） 11番、中澤莊也です。

私は、議案第56号 川根本町一般職の任期付職員の採用等に関する条例の制定について、賛成の立場から討論いたします。

地方公共団体の一般職の任期付職員の採用に関する法律では、任命権者は複雑、高度、多様化する行政課題や、災害時等における緊急の課題に迅速かつ適正に対応するために、高度の専門的知識や技能、豊富な経験、優れた識見を有する人材を任期限定で雇用することが認められていますが、この制度の導入には条例の制定が必要な旨、第4条に明記されています。

今回の条例の制定は、制度を導入するために必要なものであり、今後職員だけでは対応できないような複雑、高度な行政課題や、緊急な課題が増えてくるものと予想される状況を鑑み、必要な制度の導入と考えます。

よって、私は議案第56号、川根本町一般職の任期付職員の採用等に関する条例の制定について、賛成といたします。

○議長（石山貴美夫君） ほかに討論はありませんか。

（「討論なし」の声あり）

○議長（石山貴美夫君） 討論なしと認めます。

これから議案第56号を採決します。

この採決は起立によって行います。

本案に対する委員長の報告は可決です。

お諮りします。

議案第56号は、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長(石山貴美夫君) 起立多数です。

したがって、議案第56号、川根本町一般職の任期付職員の採用等に関する条例の制定については、委員長報告のとおり可決されました。



◎日程第3 議案第61号 川根本町国民健康保険税条例の一部を改正
する条例について

○議長(石山貴美夫君) 日程第3、議案第61号、川根本町国民健康保険税条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

第1常任委員長の報告を求めます。第1常任委員長、藤田至君。

○第1常任委員長(藤田 至君) 12月1日の本会議において第1常任委員会に付託された議案第61号、川根本町国民健康保険税条例の一部を改正する条例についての審査を行いましたので、その経過と結果について報告いたします。

審査は、議案第56号に引き続いて同日同会場で実施しました。説明員として、山田総務課長、坂本税務住民課長、笹木主幹が出席しました。

担当課から詳細説明を受け、それに対する質疑、応答という形で進めていきました。

主たる内容を抜粋して御報告いたします。委員会審査報告書の3ページを御覧ください。

質疑。この条例改正により産前産後の減免措置の対象となり得る被保険者は、どの程度いるのか。

答弁。今年度では今のところ該当者はいない。国民健康保険の制度における出産一時金の支給対象者が、本制度の対象である。

質疑。この条例改正により減免されるのは、保険税の所得割額と均等割額であるが、平等割額については減免されないのか。

答弁。今回の条例改正は上位法の改正に伴うものであり、平等割額の減免措置は盛り込まれていない。

質疑。減免措置された保険料は、どのような負担割合で賄っていくのか。

答弁。この制度により減免された保険料額は、国が2分の1、県が4分の1、町が4分の1を負担する。なお、町の負担額は、特別交付税により措置される。

以上であります。

質疑の後、討論、採決を行いました。討論はなく、採決を起立によって行い、全員賛成で原案のとおり可決いたしました。

以上、議案第61号の委員会付託に関する第1常任委員会の審査経過と結果の報告を終わります。

○議長（石山貴美夫君） 委員長の報告が終わりました。

これから委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「質疑なし」の声あり）

○議長（石山貴美夫君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから議案第61号の討論を行います。

討論はありませんか。

（「討論なし」の声あり）

○議長（石山貴美夫君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第61号を採決します。

この採決は起立によって行います。

本案に対する委員長報告は可決です。

お諮りします。

議案第61号は、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（石山貴美夫君） 起立全員です。

したがって、議案第61号、川根本町国民健康保険税条例の一部を改正する条例については、委員長の報告のとおり可決されました。



◎日程第4 議案第75号 令和5年度川根本町一般会計補正予算（第7号）

○議長（石山貴美夫君） 日程第4、議案第75号、令和5年度川根本町一般会計補正予算（第7号）を議題とします。

本案について質疑はありませんか。

6番、大竹勝子君。

○6番（大竹勝子君） 1世帯7万円の給付で、物価高騰の影響をどの程度までカバーできると見込まれているのか聞かせてください。

それと、給付金が対象者に届くまでの手順、スケジュールはどうなっているのかを教えてください。給付の対象になり得ると考えられる町民の側では必要とされる手続などあるのか知らせてください。

○議長（石山貴美夫君） 健康福祉課長、森下育昭君。

○健康福祉課長（森下育昭君） それでは、ただいまの質疑に対してお答えをさせていただきます。

今回の7万円の給付につきましては、国の制度に伴って行うものでございます。

また、スケジュールにつきましては、全協の中でも御説明させていただきましたが、今回の補正予算成立後、1月中旬ぐらいに確認書を対象者の方にお送りし、確認書の提出をもって、第1回目の給付を2月上旬に向けて準備を進めているところでございます。

この給付に当たりましては、先ほど言いましたとおり、確認書を提出いただくことによって、うちのほうで給付の対応を行うことでございます。

以上です。

○議長（石山貴美夫君） ほかに質疑はありませんか。

（「質疑なし」の声あり）

○議長（石山貴美夫君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「討論なし」の声あり）

○議長（石山貴美夫君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第75号を採決します。

この採決は起立によって行います。

本案に賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（石山貴美夫君） 起立全員です。

したがって、議案第75号、令和5年度川根本町一般会計補正予算（第7号）は原案のとおり可決されました。



◎日程第5 発議第4号 大井川鐵道本線の全線復旧早期実現に関する
意見書の提出について

○議長（石山貴美夫君） 日程第5、発議第4号、大井川鐵道本線の全線復旧早期実現に関する意見書の提出についてを議題とします。

お諮りします。

本件は、会議規則第39条第2項の規定によって趣旨説明を省略したいと思います。

御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（石山貴美夫君） 異議なしと認めます。

したがって、本件は趣旨説明を省略することに決定しました。

なお、発議は全員が賛成者でありますので、質疑、討論を省略し、直ちに採決に入りたいと思います。

御異議はありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（石山貴美夫君） 異議なしと認めます。

したがって、質疑、討論を省略することに決定しました。

これから発議第4号を採決します。

お諮りします。

本件は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（石山貴美夫君） 異議なしと認めます。

したがって、発議第4号、大井川鐵道本線の全線復旧早期実現に関する意見書の提出については原案のとおり可決されました。

————— ◆ —————

◎日程第6 川根本町議会議員派遣の件

○議長（石山貴美夫君） 日程第6、川根本町議会議員派遣の件を議題とします。

お諮りします。

川根本町議会会議規則第129条の規定による議員の派遣については、お手元に配付したとおり派遣することにしたいと思います。

御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（石山貴美夫君） 異議なしと認めます。

よって、川根本町議会議員派遣の件は、お手元に配付したとおり派遣することに決定しました。

————— ◆ —————

◎閉 会

○議長（石山貴美夫君） 以上で本日の日程は全部終了しました。

会議を閉じます。

これもちまして、令和5年第4回川根本町議会定例会を閉会します。

閉会 午後 零時03分